

二十三	先行技術調査（半導体機器）	半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等
二十四	先行技術調査（生命工学・医療）	化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等
二十五	先行技術調査（有機化学）	有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等
二十六	先行技術調査（環境化学）	膜、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混合等
二十七	先行技術調査（プラスチック工学）	高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等
二十八	先行技術調査（高分子）	縮合系高分子（熱可塑性、熱硬化系）、付加系高分子（特殊）、高分子組成物、重合・触媒等
二十九	先行技術調査（繊維・積層体）	繊維、積層体、塗装、皮革、紙等
三十	先行技術調査（有機化合物）	有機化合物、医薬等
三十一	先行技術調査（電子商取引）	電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等
三十二	先行技術調査（インターネットフェイス）	マンマシンインターフェイス、計算機細部等
三十三	先行技術調査（情報処理）	ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRM、暗号、デバイス転送制御等
三十四	先行技術調査（伝送システム）	移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、増幅器等
三十五	先行技術調査（電力システム）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、電流・電圧の調整）、電線の据付等
三十六	先行技術調査（デジタル通信）	データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等
三十七	先行技術調査（映像システム）	ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器・音声処理、情報記録等
三十八	先行技術調査（画像処理）	画像処理、FAX、CG、CAD等
三十九	先行技術調査（電気機器）	抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等

1
(施行期日)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第三十六条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けている者は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けた者とみなし、同表の上欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第 250 号。以下「令」という。）第二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる期間とする。		
旧規則別表第二の上欄に掲げる八 先行技術調査（ア ミュースメント）	新規規則別表第二の上欄に掲げる八 先行技術調査（ア ミュースメント）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる七 先行技術調査（自然資源）	新規規則別表第二の上欄に掲げる七 先行技術調査（自然資源）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる六 先行技術調査（事務機器）	新規規則別表第二の上欄に掲げる六 先行技術調査（事務機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる五 先行技術調査（光デバイス）	新規規則別表第二の上欄に掲げる五 先行技術調査（光デバイス）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる四 先行技術調査（応用光学）	新規規則別表第二の上欄に掲げる四 先行技術調査（応用光学）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三 先行技術調査（分析材料）	新規規則別表第二の上欄に掲げる三 先行技術調査（分析材料）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二 先行技術調査（ナノ物理）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二 先行技術調査（応用物理）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる一 先行技術調査（計測分析）	新規規則別表第二の上欄に掲げる一 先行技術調査（計測分析）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録の有効期間の残存期間と同一の期間
この省令による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二の上欄に掲げる区分	この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第二の上欄に掲げる区分	有効期間